第３７回大田原市農業委員会総会議事録

日　時　令和8年7月17日（金）午後1時30分
場　所　大田原市役所　3階 301・302会議室

次第
１　開　　会
２　あいさつ
３　議事録署名人の選任について
４　議　　題
（１）報告第１号　　農地法第５条の規定による許可後の計画変更について
（２）報告第２号　　農地法第５条の規定による許可について
（３）議案第１号　　農用地利用集積等促進計画について
（４）議案第２号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（５）議案第３号　　農地法第４条の規定による許可申請について
（６）議案第４号　　農地法第５条の規定による許可申請について
（７）議案第５号　　非農地証明願について
（８）議案第６号　　令和９年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項（案）について
５　出席委員（16名）（法律第27条第３項規定）

１番　渡邊　和子	２番　越沼　　良	３番　秋本　則夫
４番　阿見　　芳	５番　助川　悦夫	６番　津久井　勝之
７番　植竹　裕子	８番　笹沼　保治	９番　郡司　裕一
10番　荒井　一夫	11番　相馬　和恵	12番　岩城　善広
14番　古沢　成子	15番　屋代　幸子	16番　唐橋　洋子
17番　佐藤　　孝		

６　欠席委員　　なし
７　本会に出席した職員
農業委員会事務局長ほか　　５名
８　傍聴人　　なし

開会の宣言

午後１時３０分　　開　会

大田原市農業委員会憲章唱和（１番）
事務局　　それでは会長のごあいさつをお願いします。
議　長　（荒井　一夫）　＜あいさつ＞
本日の出席委員は１６名であり、定足数を満たしております。ただいま

から第３７回農業委員会総会を開催いたします。
　議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。
＜異議なしの声あり＞
議　長　（荒井　一夫）　異議なしの声ですので、議事録署名人には、１１番 相馬委員、１２番 岩城委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の農業振興係長にお願いいたします。
　今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。
事務局　＜資料訂正箇所等の説明＞
議　長　（荒井　一夫）　それでは議事に入ります。
　報告第１号「農地法第５条の規定による許可後の計画変更について」及び報告第２号「農地法第５条の規定による許可について」を、一括上程します。事務局から説明を願います。
事務局　＜総会資料説明 4ページ、別冊資料説明2～5ページ＞
議　長　（荒井　一夫）　事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。
　質疑はございませんか。
＜質疑なし＞
議　長　（荒井　一夫）　質疑がないようですので、報告第１号及び報告第２号を終わります。
　次に、議案第１号「農用地利用集積等促進計画について」を上程します。事務局から説明を願います。
事務局　＜総会資料説明 5ページ＞
議　長　（荒井　一夫）　事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。
＜挙手なし＞
議　長　（荒井　一夫）　質疑がないようですので、採決いたします。
　本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
＜全委員起立＞
議　長　（荒井　一夫）　全委員賛成と認めます。
　議案第１号については、原案のとおり承認することといたします。
　次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は１１件です。はじめに事務局から説明を願います。
事務局　＜総会資料説明 6～8 ページ、14 ページ＞
議　長　（荒井　一夫）　次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。

現地調査担当委員（佐藤　　孝）　１７番、佐藤です。現地調査班第４班を代表しまして報告をさせていただきます。

農地法第３条の規定による許可申請について、ただいま説明ありましたように１１件の申請がありまして、事務局から詳細にわたり報告をいただきまして、調査検討いたしました。その結果、一括許可することに問題はないと考えます。以上、報告とさせていただきます。

議　長　（荒井　一夫）　事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議　長　（荒井　一夫）　質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議　長　（荒井　一夫）　全委員賛成と認めます。

議案第２号については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は１件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局　　＜総会資料説明 9 ページ、別冊資料説明 6～7 ページ＞

議　長　（荒井　一夫）　次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。

現地調査担当委員（佐藤　　孝）　７月１５日、現地調査班第４班で、現地調査、確認をいたしました。代表しまして佐藤が報告をさせていただきます。

農地法第４条の規定による許可申請の件ですが、申請番号３番、本町２丁目の[redacted]氏が、住宅地の隣地に無届で農作業の保管場所とか作業場所、駐車場、宅地への進入路等について利用しておりました。新たに手狭になったことから、農地の一部を宅地として利用する必要性が出てきました。今まで許可を得ずに利用していましたけれども、今回、申請者の孫が、一般住宅を建設するということになりまして、４条部分と５条部分と農地を残す部分を分筆して申請が必要ということになりました。

今までの無届を反省しながら、始末書を添付しての許可申請ということですので、特に周辺農地への影響はないと判断し、許可することに問題はないと考えます。以上です。

議　長　（荒井　一夫）　事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議　長　（荒井　一夫）　質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願いま

す。
＜全委員起立＞
議　長　（荒井　一夫）　全委員賛成と認めます。
　議案第３号については、原案のとおり許可することといたします。
　次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は２件です。はじめに事務局から説明を願います。
事務局　　＜総会資料説明 10 ページ、別冊資料説明 8～11 ページ＞
議　長　（荒井　一夫）　次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。
現地調査担当委員（佐藤　　孝）　農地法第５条の規定による許可申請について、申請番号１９番です。先ほどの４条申請にあった、本町２丁目の[redacted]氏が所有する農地に、孫が２階建ての住宅を建設するに当たり許可申請するというものであります。特に、周辺農地やあるいは農作物に被害が生じるというようなことはありませんので、特に問題はないと確認いたしました。
　申請番号２０番、市内本町２丁目の[redacted]氏の農地を、[redacted]が資材置き場として使用する、賃貸借による許可申請ということです。利用に当たりましては、今後３年間は、６ヶ月ごとに状況の報告を求めるということになっているようです。北に農地がありますけれども、フェンスを撤去し、土砂の流出を防止しながら対策をとるので、農地への影響は少ないものと思われます。許可することに問題はないと考えます。
　以上、報告とさせていただきます。
議　長　（荒井　一夫）　事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
＜挙手なし＞
議　長　（荒井　一夫）　質疑がないようですので、採決いたします。
　本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。
＜全委員起立＞
議　長　（荒井　一夫）　全委員賛成と認めます。
　議案第４号については、原案のとおり許可することといたします。
　次に、議案第５号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は３件です。はじめに事務局から説明を願います。
事務局　　＜総会資料説明 11 ページ、別冊資料説明 16～21 ページ＞
議　長　（荒井　一夫）　次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。
現地調査担当委員（佐藤　　孝）　非農地証明願について、３件説明したいと思います。申請番号１０番、湯津上佐良土地区、[redacted]氏からの申請です。当

該農地は、幼い頃から農地として利用したことがないということです。高齢によりまして、今後管理がかなり難しくなっておりまして、隣接する[redacted]に敷地の一部を無償で共有し、管理を依頼するということにしたいということです。非農地になって既に５０年以上経過しておりまして、農地に戻すことは極めて難しいということで、証明することに問題はないと思います。

申請番号１１番、神奈川県横浜市に在住している[redacted]氏からの申請です。佐久山地区に地目は畑、現況は宅地になっている農地でありますが、平成４年に倉庫を建設し、その他の土地は庭として利用していたとのことです。今回売買に関わる地目変更のための申請とのことです。非農地になって既に３０年以上経過しており、証明することに問題はないと思われます。

次に申請番号１２番、湯津上地区の[redacted]氏からの申請であります。昭和６２年から該当畑に倉庫を建築して以来、隣接する宅地と一体的に使用していたとのことです。その後、農地であることがわかり、相続の届け出人に依頼して、届出をしたということです。当時から３０年経過しており、証明することに問題はないと考えます。

以上、現地調査結果とさせていただきます。

議　長　（荒井　一夫）　事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議　長　（荒井　一夫）　質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議　長　（荒井　一夫）　全委員賛成と認めます。

議案第５号については、原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第６号「令和９年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項（案）について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局　＜総会資料説明 13 ページ＞

議　長　（荒井　一夫）　事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議　長　（荒井　一夫）　質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり提出することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議　長　（荒井　一夫）　全委員賛成と認めます。

議案第６号については、原案のとおり提出することといたします。

議　長　（荒井　一夫）　本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

＜挙手なし＞

議　長　（荒井　一夫）　ないようなので、以上で第３７回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後２時１３分　閉会